

# 「重度障害者用意思伝達装置」

## 導入ガイドライン

(暫定版)

平成18年10月より、「重度障害者用意思伝達装置」が日常生活用具から補装具に移行されたことに伴い、身体障害者更生相談所における判定が必要になりました。

しかしながら、判定方法、意見書の様式や判定基準が必ずしも統一的な取扱いとなっておらず、また、重度障害者用意思伝達装置に関する技術的知識を有する専門家がすべての更生相談所に配置されていない現状もあり、支給が順調に実施されているとはいえません。

そのため、このガイドラインは、適切な機器が真に必要な障害者に速やかに支給されるようにする観点からまとめました。

まだまだ現状調査も不十分であるため、ガイドラインとしては不完全な部分もあるかと思いますが、「重度障害者用意思伝達装置」の基本的な理解と、制度の適切な運用のためにご参考としていただきたければ幸いです。

# 「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン

## <目次>

1. 補装具費の支給における「重度障害者用意思伝達装置」(制度概要)	1
2. 重度障害者用意思伝達装置の判定方法について	2
3. 重度障害者用意思伝達装置の意見書・処方箋・調査書	
3. 1 意見書・処方箋に必要な内容	4
3. 2 調査書・事前評価のポイント	6
(参考資料編)	
A. 重度障害者用意思伝達装置の基礎知識	9
A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは	
A. 2 「重度障害者用意思伝達装置」が「補装具」であること	13
A. 3 重度障害者用意思伝達装置の購入基準・修理基準等	14
A. 4 重度障害者用意思伝達装置と関連のある機器と制度	15
B. 重度障害者用意思伝達装置の処方箋(例)	17
C. 重度障害者用意思伝達装置について参考となるホームページ	22
Q&A集	24

---

平成20年3月31日

編集：日本リハビリテーション工学協会

「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン 作成作業部会

部会長 井村 保 (中部学院大学リハビリテーション学部)

部会員 河合 俊宏 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)

畠中 規 (横浜市総合リハビリテーションセンター)

日向野和夫 (川村義肢株式会社)

松尾 光晴 (ファンコム株式会社)

## 1. 補装具費の支給における「重度障害者用意思伝達装置」（制度概要）

補装具（※）としての重度障害者用意思伝達装置は以下のようになっています。

### <購入基準>

ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。

（出展：平成十八年九月二十九日 厚生労働省告示第五百二十八号）

⇒ 詳しくは、「A. 重度障害者用意思伝達装置の基礎知識」をご覧ください。

### <補装具費支給事務取扱指針>

重度の両上下肢及び言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。

（出展：平成18年9月29日 障発第0929006号「補装具費支給事務取扱指針について」）

基本的には、障害認定を受け身体障害者手帳を保有している者が対象となると思われませんが、「重度」の基準、「困難」のレベル等については明示されていません。したがって、その必要性の具体的判断は各都道府県・政令市に設置してある身体障害者更生相談所（以下、「身更相」という。）の判定によることとなります。

重度の基準としては、支給決定を実施している各区市町村の判断になります。  
具体的には、

- ・ 四肢体幹機能障害1・2級、音声言語障害3級
- ・ 身体障害者手帳1・2級で、両上肢に著しい障害がありかつ言語機能が喪失状態に相当
- ・ 病名の指定

などの要件を示しているところもありますが、全国一律の基準ではありません。

現行では、補装具費支給事務取扱指針（以下、「指針」という。）に基づき、身更相では「書類判定」が可能で、このとき「医師の意見書」が必要となります。

この意見書において、仮に肢体不自由、音声言語障害等全ての障害認定をうけていなくても、その対象者の状態で、身更相によって判断できることになっています。

例えば、先に四肢体幹機能障害1級をもっていて、のちに音声言語障害3級に相当する状態になっているが認定は受けていない、といった場合に「該当」と判断することなどが考えられます。

また、進行性疾患においては、申請時の状態のみが判断基準でなく、音声の完全喪失（障害固定）前であっても、進行を考慮して、支給対象とできることも考えられます。これは、意思伝達装置の支給の判定に時間がかかると利用できなくなる場合があるという、補装具の中でも特殊な存在であることから判断されています。

⇒ 詳しくは、「2. 重度障害者用意思伝達装置の判定」をご覧ください。

※詳しくは、「A. 2 「重度障害者用意思伝達装置」が「補装具」であること」を参照して下さい。

## 2. 重度障害者用意思伝達装置の判定方法について

現行では、指針に基づき、書類判定を実施しているところが多いと思われませんが、指針の趣旨は、直接判定を必須要件としていないだけで、書類だけで判定できる場合にはそれを否定しないということです。

### <補装具費支給事務取扱指針>

判定依頼を受けた更生相談所は、申請のあった身体障害者について  
(ア) (省略)  
(イ) 補聴器、車いす（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置にかかる申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書により医学的判定を行い、（以下省略）

（出展：平成18年9月29日 障発第0929006号「補装具費支給事務取扱指針について」）

重度障害者用意思伝達装置の判定においては、身体適合の必要性等が高い場合も多く、その場合には実際に利用者の状態等を診ることが原則となると思われます。

来所もしくは来所できない場合は巡回相談会場での判定、それも不可能な場合は訪問での判定となるかと思えます。

ただし、実際に利用者の状態を診る必要がない場合は、指針においても書類判定が認められています。

重度障害者用意思伝達装置の判定においては、意見書等の書類のみでは公正・適切な判定ができない場合があると考えられますので、身更相におかれては、直接判定を行うべきか書類判定でも可能かの判断も重要となるのではないかと思います。ここでは、直接判定・書類判定それぞれのメリット・デメリットを整理してみました。

直接判定を行うとしても、対象者の身体状況を考慮すると、来所または巡回相談会場での判定に向くことは困難な場合もあります。訪問調査を実施するにしても、対応できる職員数や日程調整を考えると、これも実際には困難な場合もあり、判定の現場では大変ご苦勞されていることと思えます。

	直接判定	書類判定
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者の状態や生活困難性を、判定担当者が確実に把握できる。</li><li>事前に区市町村との調整が行われることから、生活状況や利用状況も把握できる。</li><li>障害の状態や生活の状況等の確実な把握により公正・適切に判定可能。</li><li>デモ機などがあれば、その場で最低限の適合評価（利用可否の操作性の判断）も可能となる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>直接判定の場までの移動が著しく困難な利用者であっても、判定が可能である。</li><li>書類が整えば、日程調整が不要で申請から判定結果が得られるまでの期間が短い。</li></ul>

<p>デメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地理的に身更相が遠い場合、移動自体が困難な場合がある。</li> <li>・ 一般的に、日程調整を含め、判定結果が得られるまでの期間が長い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の障害の状態や生活の状況の把握が不十分な場合、適合しない機種が支給される可能性がある。</li> <li>・ 地域のリハセンター等の専門的医療機関との連携がなければ、適合判断（スイッチ処方等）などが適切でない場合もある。</li> <li>・ 生活状況の確認作業等で、行政機関間のやりとりが円滑でない場合には、かえって時間がかかる場合がある。</li> </ul>
--------------	--	--

また、

- ・ 真に必要な人には速やかに支給、不要な人には支給しないことを適切に判断するためにも、書類判定だけでは困難と思われる場合は、直接判定が必要。
- ・ 真に必要なかどうかは、本人の身体状況のみで判断できず、本人や家族の生活状況等の社会的背景を考慮した上で、見極める必要がある。
- ・ 進行性疾患である筋萎縮性側索硬化症（ALS）等で、明らかに必要な場合は書類判定も可能と思われるが、ALSの確定診断が正しいかどうか疑問の場合もある。

などについても考慮する必要がありますが、書類判定では分かりにくいことではあります。

以上を踏まえ、安易に書類判定とせず、直接判定も視野に入れていただくことで個々の対象者の方への適切な支給が促進され、限られた財源の適正支出につながるのではないかと思います。

⇒ 詳しくは、「3. 2 調査書・事前評価のポイント」をご覧ください。

### 3. 重度障害者用意思伝達装置の意見書・処方箋・調査書

重度障害者用意思伝達装置の書類判定は、医学的所見および社会的所見から行われていることと思います。このとき、公正・適切な判定のためには、「意見書」などの書類が適切に作成（記載）されていることが必要と考えられます。

意見書・処方箋・調査書等の書類に、どのような項目について記載されている必要があるのかは、実際の判定においてどのような判断材料になるのかを理解することにより、明確になるといえます。

これらの書類判定に必要な書類の中には、指針にて様式例が示されているものもありますが、各区市町村あるいは身更相で独自に作成しているところもあります。

また、直接判定であればその場で確認できることであっても、書類判定であれば書類に記載欄を設けていなければ不明になることもあり、これは区市町村のケースワーカーなどが確認しておくべき内容といえるでしょう。

#### 3. 1 意見書・処方箋に必要な内容

これらは、「医学的所見」からの判断に基づき記載される必要があるものです。ただし、医師が全ての判断を行わなくても、セラピストなどの意見（所見）をふまえて判定（記載）することも可能です。

ここでは、書類判定に必要なとなると考えられる書類と、その内容をまとめてみました。

##### (1) 意見書

この様式は、指針における別添様式例第6号であり、他の補装具と共通でも、重度障害者用意思伝達装置専用でも構いませんが、支給には「重度障害者用意思伝達装置が必要と認める」の旨の記載があることが必要であり、医師が記入（サイン、押印）することが必須となります。

##### (2) 処方箋

この様式は、指針の別添様式例第5号に準ずるものが必要と考えられますが、重度障害者用意思伝達装置用のものは示されていません。

意見書に付属するものであり、医師が認めればセラピスト等が作成しても構いませんが、どのような意思伝達装置とスイッチ等の付属品が必要か、明記することが必要となります。

処方内容としては、購入基準および修理基準に則り、適切な種別を指示する必要があります。具体的な製品名まで記載するため、適切な適合判定が行われていることが大切になります。

直接判定であればその場で適合判定することも可能ですが、書類判定の場合には、ここに記載された内容がそのまま処方されることとなります。

⇒ 詳しくは、「A. 3 重度障害者用意思伝達装置の購入基準・修理基準等」をご覧ください。

### （3） 所見書

この様式は、指針にはありませんが、医師が(1)の意見書を作成（総合的に判断）する上で、(2)の処方箋を作成するセラピスト等が、対象者の身体状況や適合評価状況などについての所見をまとめる補助的な書類であると考えると良いでしょう。

必須ではありませんが、これも身更相の判定資料の補助資料になりうるものです。特に、書類判定の場合には、申請者本人が実際に重度障害者用意思伝達装置を使えるか否かの重要な判断材料になると考えられます。

.....

これらの「意見書」、「処方箋」、「所見書」の各様式は、必要な項目が含まれていれば、補装具共通の様式と重度障害者用意思伝達装置用に定めた様式を併用しても、あるいは重度障害者用意思伝達装置専用に定めた様式を利用しても構いません。

各区市町村あるいは身更相の実情をふまえて、様式の内容をご検討いただきたいと思います。

⇒ 様式例は、「B. 重度障害者用意思伝達装置の処方箋等（例）」をご覧ください。

#### <参考：判定の流れ（例）>

##### ◎ 直接判定の場合

- ・ 申請者が依頼し、区市町村が在宅訪問をした後に、身更相と判定の事前調整をします。
- ・ 事前に調査書の記入ができるよう調整が必要となります。
- ・ 身更相が判定日を調整の後、区市町村に連絡し、区市町村から申請者に、判定日の通知がされます。
- ・ 身更相への来所か、巡回会場への来所か、身更相が訪問するかのいずれかの方法で、身更相が判定をします。
- ・ 申請者が、区市町村・業者と同意が得られたら、身更相は、処方を決定します。
- ・ 処方内容を伝えられた業者は、機器の調整、申請者宅への訪問日を調整した後に、身更相に適合検査を依頼します。
- ・ 身更相への来所になるか、身更相が訪問するか、区市町村による適合検査を身更相が追認するかは、身更相の判断となります。
- ・ 申請者は、納品を確認した後、区市町村が代理受領を認めていれば、業者へ自己負担分を支払い、区市町村は、補装具費を業者に支払います。代理受領が認められない場合は、申請者が全額一時立て替えて支払う必要があります。

##### ◎ 書類判定の場合

- ・ 申請者が依頼し、病院等で医師の意見書を書いてもらいます。
- ・ 区市町村の窓口は、在宅訪問等必要に応じて調査し、書類が整えば、身更相に判定を依頼します。
- ・ 身更相は書類を確認して、区市町村に判定の決定をします。
- ・ 業者から申請者宅に納品があり、申請者は、納品を確認した後、区市町村が代理受領を認めていれば、業者へ自己負担分を支払い、区市町村は、補装具費を業者に支払います。代理受領が認められない場合は、申請者が全額一時立て替えて支払う必要があります。

## 3. 2 調査書・事前評価のポイント

これらは、「社会的所見」からの判断をふまえて、記載される必要があります。とくに、書類判定の場合、公正・適切な判定を行なうため、ケースワーカー等の事前調査をおこなう者が、電話や面接、訪問による相談および評価によって、申請背景などを正確に把握することが重要になるといえます。

ここでは、確認すべき内容を漏れないようにチェックするために必要と考えられる書類と、その内容をまとめてみました。

### (1) 調査書

この様式は、指針における別添様式例第2号であり、補装具共通でも、重度障害者用意思伝達装置専用でも構いません。

調査書を通して、補装具の制度の適用を受ける本人の本人確認、資格要件の有無、補装具が支給された場合の負担額等を確認する一般的な世帯調査書であり、「基礎調査書」と呼ばれている場合もあります。

### (2) 事前評価票（表）

この様式は、指針にはありませんが、本人や家族をはじめとする介護者・支援者がコミュニケーションに問題を抱えていて、それを解決する手段として、意思伝達装置が必要であることを確認するとともに、そのために本人の身体機能、コミュニケーション能力、家族をはじめとする介護者・支援者の状況（支援環境）、意思伝達装置の必要性（どのような場面で、どのような内容を伝えたいのか、本人のニーズおよび家族のニーズ）を確認することになります。

そのため、重度障害者用意思伝達装置のための様式が必要になるといえます。(1)の「基礎調査書」に対して「判定調査書」と呼ばれている場合もあります。

必須ではありませんが、これも身更相の判定資料の補助資料になりうるものです。特に、書類判定の場合には、申請者本人が実際に重度障害者用意思伝達装置を使えるか否かの重要な判断材料になると考えられます。

.....

これらの「調査書」、「事前評価票（表）」の各様式は、必要な項目が含まれていれば、補装具共通の様式と重度障害者用意思伝達装置用に定めた様式を併用しても、あるいは重度障害者用意思伝達装置専用定めた様式を利用しても構いません。

各区市町村あるいは身更相の実情をふまえて、様式の内容をご検討いただきたいと思います。

⇒ 様式例は、「B. 重度障害者用意思伝達装置の処方箋等（例）」をご覧ください。

<参考：評価のポイント>

◎ 共通項目

- ・ 個人プロフィール  
住所、氏名、年齢、生年月日など
- ・ 障害程度  
身体障害者手帳、等級、療育手帳、等級、疾患名、障害名、告知の有無
- ・ 介護状況・支援状況  
在宅か施設か入院か、家族構成、主たる介護者、要介護認定、ヘルパー・訪問看護等の利用

◎ 重度障害者用意思伝達装置において必要な項目

- ・ 意思伝達装置の適用条件の有無（身体的機能評価）・・・3. 1(3)の所見書にも関係  
同じ疾患・障害でも疾病のタイプによって障害のタイプはさまざまであるが、どうか  
（例えば、同じ ALS でも上肢型、下肢型、球麻痺型と大別でき、また同じ型でも進行には差がある）  
身体機能的に機器操作が可能かどうか、音声・言語機能はどうか  
視覚・聴覚・知的能力はどうか
- ・ コミュニケーション能力  
現在どのようにコミュニケーションをとっているのか（音声、文字盤、機器利用、視線 等）  
どのような場面で困っているのか（誰と、どんな内容で）  
呼び鈴（呼びベル、ブザー、コール）の利用はあるか
- ・ 機器導入にあたってのサポート  
主治医、かかりつけ病院はどこか  
機器に詳しい人のサポートが常時受けられるか

不必要な情報収集は好ましくありませんが、正確な判定を行うためには、それぞれの項目についてより正確で詳細な情報がある方が有用といえます。

本人のコミュニケーション意欲と、家族等の周囲の人々のサポートはスムーズな機器導入には欠かせません。周囲の意見だけでなく、何らかの形で、本人の意思確認を行う手だてを講じることも必要です。

◎ 機器の試用についての確認

訪問以外の方法で調査を行う場合には、実際に機器の操作の様子を見ることはできません。

業者などから機器の貸し出しを受けて、実際に操作が可能であることを本人や家族が確かめている事実があれば最も確実です。しかし現状では、貸し出しシステムはほとんどないので、身体の動きや、入力装置の操作方法をできるだけ具体的に聞きとり、可能であれば写真やビデオで確認するのがよいでしょう。

なお、適合を業者に全て委ねてしまうことは望ましくありません。

ただし、3. 1(3)の所見書が適切に作成されている場合や、新規の支給ではなく、一度支給を受けていて修理や再度支給を受ける場合には、本人の身体機能に合った機器であることが予め分っているので、問題はないと思われれます。

# 「重度障害者用意思伝達装置」

## 導入ガイドライン

(参考資料編)

## A. 重度障害者用意思伝達装置の基礎知識

### A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは

現在、補装具の本体としては次の3種類の製品群に別けて考えると理解し易いようです。

- (1) ソフトウェアが組み込まれた専用機器およびプリンタで構成されたもの。
- (2) 生体現象の、「脳波」を利用して「はい・いいえ」を判定するもの。
- (3) 生体現象の、「脳血流」を利用して「はい・いいえ」を判定するもの。

以下に、それぞれ説明します。

#### (1) 専用機器

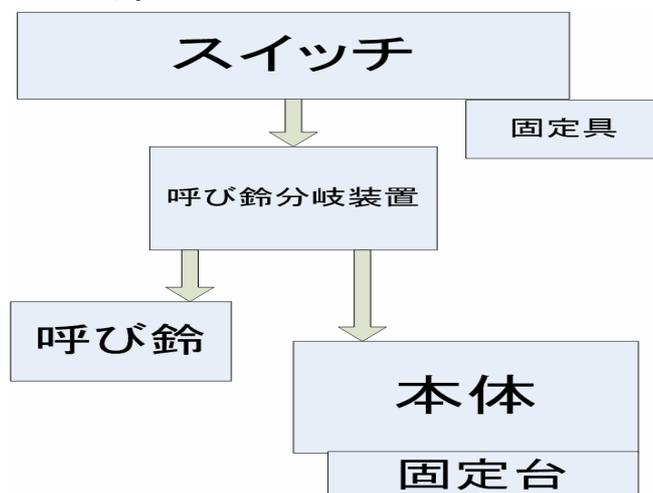
意思伝達装置の基本的な定義としては、「画面に表記された文字や単語が、一定時間間隔で点灯する中から、入力したい文字や単語が点灯した時に、入力スイッチを操作することでその文字や単語を選択する方式（＝スキャン入力方式）により、その操作を繰り返すことで言葉を綴り、意思を伝える装置」であると考えられます。この機能を備えた多くの製品は、予めソフトウェアが組み込まれたパソコン・PDAを、専用機器として販売されています。またコミュニケーションに特化した専用機器もあります。利用者のやりたいことと身体状況、周囲のサポート体制を含めて選定することが大切です。

パソコンに組み込んだ機器を要望するケースが多いと思われませんが、意思伝達装置が障害者自立支援法扱いに移行しており、現在の扱いとしては旧日常生活用具のワードプロセッサの機能としてのパーソナルコンピュータ（パソコン）として給付が可能であったパソコン単独の給付は、パソコンの一般的な普及率を鑑みて、公費で特別に支援することは適切ではありません。よって、利用者が意思伝達装置を求めているのか、パソコンを求めているのかについての明確な線引きが身更相には必要となります。

この機器の中には、付加的機能としてパソコン操作ができる製品もありますが、公費対象は、あくまでも文字生成による意思伝達の部分ですので、パソコン操作に関することでの修理等は、自己負担が原則です。

以下に、本体と修理項目とを、模式的に示した一例を示します。

現在市販されていない製品でも、以下の模式図のどこにあてはまるかを身更相が判断することができれば、適合することが可能です。



## 「重度障害者用意思伝達装置」

また、パソコンを自費購入し、意思伝達装置として利用することも可能です。現状として申請数が多い製品の一例の「オペレートナビ」などは、特例補装具審査会での議決を経て、支給（公費負担）することが公正・適切と考えられます。

例えば、埼玉県・さいたま市などでは、特例補装具審査会で決定し、オペレートナビソフトウェア・スイッチコネクタ・スイッチのみの申請の場合は、特例補装具審査会に毎回かけることなく、オペレートナビ・スイッチコネクタのみ、本体同等として判定し、スイッチは修理項目から選択することを可能にしています。つまり最長三ヶ月程度の保留期間も存在しません。

### (2) 脳波の利用

商品としては、テクノスジャパン製の、「MCTOS（マクトス）」シリーズが該当します。

「はい・いいえ」の判定結果が、電氣的に出力されるために、理屈的にはスキャン入力方式の(1)の機器との組み合わせで、支給（公費負担）することも可能です。ただし生活の場面で本人が本当に利用できるかどうかを身更相が評価することが必要になります。

例えば、埼玉県では試用が必要と判断しているため、平成20年度からは、身更相で備品として整備し、一定期間貸し出すことによって、判定に利用することが予定されています。

### (3) 脳血流の利用

商品としては、エクセル・オブ・メカトロニクス製の、「心語り（こころがたり）」が該当します。

ひとつの質問に対する「はい・いいえ」の判定結果が、画面で表示されるだけなので、周囲の人的対応についての可否の検討も必要になります。

導入可否の見極めとしては、相反する既知の課題を順に提示して、それぞれの結果がどう出るかの記録をすることが、一助となると考えられます。機器の特性上、必ずしも100%本人の「はい・いいえ」の意思が反映された回答が得られるものではありませんが、同一の質問を繰り返し、答えてもらうことで正答率を上げることも可能であり、質問の方法など、周囲の人的対応も含めて、身更相として導入可能と判断できるようならば、支給（公費負担）も可能です。

.....

#### (判定における注意事項)

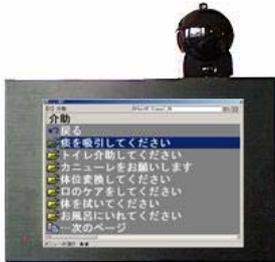
人工呼吸器装着に伴う申請の場合も、装着が一時的なものか、長期的（一生涯）なものか等の見極めが必要です。

(2)、(3)に該当する機器を公費負担した場合、(1)に該当する機器を再度申請してきた場合には、身体的機能・病気の進行からして、逆行案件と考えられますので、特例補装具審査会での審査を経ることが適切と考えられます。

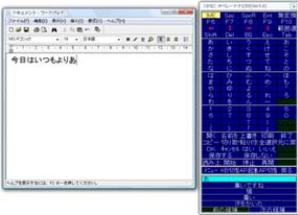
(2)、(3)に該当する機器では、病気の指定をしている場合、特にALSについても、脳の活動の評価は、主治医の意見書に、いわゆる脳の活動についての説明を求めるようにして下さい。脳波の出現がいわゆる脳波学的に困難な場合や、前頭葉障害がある場合などは導入が困難な場合があります。

<主な意思伝達装置>

（2008年3月28日現在、価格には設置料・運送料等は含めていません）

製品名	メーカー	価格	写真
ソフトウェアが組み込まれた専用機器およびプリンタで構成されたもの（（1））			
伝の心 V	株式会社日立 ケーイーシステムズ	¥450,000（非課税） 「パソコン+ソフトウェア」のセット	
みてら CS	三菱電機コン トロールソフト ウェア株式 会社	¥760,000（非課税） 「パソコン+ソフトウェア」のセット	
レッツ・チャット	ファンコム株式 会社	¥120,000（非課税） 専用機	
ルーシー	ダブル技研株式 会社	¥450,000（非課税） 専用機	
生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するもの（（2）・（3））			
マクトス Model WX	株式会社テク ノスジャパン	¥399,000（税込）	

「重度障害者用意思伝達装置」

心語り	エクセル・オブ・メカトロニクス株式会社	¥470,000（非課税）	
ソフトウェアをパソコンに組み込むことで専用機器となるもの（（１）） （一部の区市町村では特例扱いの対象になる場合があります）			
オペレートナビ EX 3.0	日本電気株式会社	¥62,790（税込） ソフトウェアのみ （別途パソコン、コントローラ等が必要）	
ディスクカバープロ 2.0&インテリスイッチ	株式会社アクセス・インターナショナル	¥147,000（税込） ソフトウェア+コントローラ（別途パソコン等が必要）	

※この他にも、意思伝達装置となるものもあります。  
 また、詳しい仕様等は、ホームページ等を参照して下さい。

⇒ URLは、「C. 重度障害者用意思伝達装置について参考になるホームページ」をご覧ください。

## A. 2 「重度障害者用意思伝達装置」が「補装具」であること

平成18年10月1日の障害者自立支援法の二次施行（全面施行）にともない、補装具と日常生活用具の見直しが行われ、「補装具」と「日常生活用具」は以下のようにすみ分けられました。

### <補装具の定義>

障害者自立支援法施行規則（平成十八年二月二十八日 厚生労働省令第十九号）第六条の十三では、「法（＝障害者自立支援法）第五条第十九項 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。」とされています。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

### <日常生活用具の定義>

平成十八年九月二十九日 厚生労働省告示第五百二十九号において、以下のようにされています。

- 一 用具の要件
  - イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
  - ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
  - ハ 用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

「重度障害者用意思伝達装置」の利用には、スイッチの適合などの専門的判断も必要であり、一般的に普及していないことから、「日常生活用具」の定義のハには該当しないと考えられます。

その一方、会話をはじめとした意思の伝達という基本的な身体機能を代替、修理基準としてスイッチ交換による個々への適用が「補装具」の定義の一、スイッチの固定など利用状況が定義の二、身体状態の判断の必要性が定義の三に該当するといえます。

これらの定義が明確になったことから、「意思伝達装置」が「補装具」に移行されたことは妥当であるといえます。

### A. 3 重度障害者用意思伝達装置の購入基準・修理基準等

指針にある、重度障害者用意思伝達装置の購入基準や修理基準は以下の通りになっています。

#### 購入基準

重度障害者用意思伝達装置：	金額	耐用年数
ソフトウェアが組み込まれた専用機器およびプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。	450,000円	5年

#### 修理基準

	金額
・本体修理	50,000円
・固定台（アーム式またはテーブル置き式）交換	30,000円
・入力装置固定具交換	30,000円
・呼び鈴交換	20,000円
・呼び鈴分岐装置交換	20,000円
・接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000円
・帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000円
タッチ式加算	(10,000円)
ピンタッチ式先端部加算	(6,300円)
・筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000円
・光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000円
・呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000円
・圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000円

関連して、車いすにて重度障害者用意思伝達装置（携帯用会話補助装置）を利用する場合には、車いすの修理基準として、以下が適用される場合もあります。

	金額
・携帯用会話補助装置搭載台	30,000円

（出展：平成十八年九月二十九日 厚生労働省告示 第五百二十八号）

なお、各スイッチの特徴は、「Journal of CLINICAL REHABILITATION（臨床リハ）」Vol.16 No.10, pp 988-993に掲載の「重度障害者用意思伝達装置—補装具への移行を受けて」（高岡徹、畠中規）が参考になります。

## A. 4 重度障害者用意思伝達装置と関連のある機器と制度

福祉機器・用具の中には、「重度障害者用意思伝達装置」と類似する機能を持った装置があります。これらの福祉機器・用具と重度障害者用意思伝達装置の相違や特徴と、利用可能な制度は以下のとおりです。

### (1) 「携帯用会話補助装置」

「発話及び書字に困難を有する人が、キーボード操作を基本とする携帯性を重視した機器で、文字盤にある文字（キー）を押して（＝直接入力方式）、文字綴りで文章の作成や音声で伝える機器」と、「あらかじめ録音した任意の内容を、文字盤にあるシンボル（キー）等を押して、再生や文字表記させる機器」とがあり、後者をボカ（VOCA；Voice Output Communication Aid）と呼ぶことがあります。携帯性を重視した機器の特徴から機器の管理が簡便であり、屋外やショートステイ等においても有効に活用できる機器です。

パソコンを用いた意思伝達装置の場合、長時間連続使用によるトラブルや、移動に伴う故障やパソコンのトラブルが生じる場合もあります。移動時のコミュニケーション保障と、これらの故障やトラブルの防止の観点から、「携帯用会話補助装置」の併用が効率的な場合もあるため、日常生活用具としての給付も考慮すると良いでしょう。

また、本体に組み込まれたスイッチ操作（＝スキャン入力方式）により、文字綴りやあらかじめ登録されている内容の、発声と文字表示させる機器があります。

1 スイッチによるオートスキャン、2 スイッチによるステップスキャンによる場合は、各区市町村判断で、意思伝達装置の修理項目にあるスイッチの額を参考に利用することも支援の効率を高めると考えられます。専門的な技術的助言を、身更相に求めることがよいでしょう。

#### 「携帯用会話補助装置搭載台」

厚生労働省告示第五百二十八号によると、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定に関する基準（5）その他 車いす・電動車いすの備考に、「携帯用会話補助装置搭載台」としての規定があります。

移動するための車いす・電動車いすに付け、携帯して移動目的先で利用するための対象品です。

### (2) 「環境制御装置」

重度肢体障害者の自立と、介護者の介護負担を軽減する機器として、テレビなどの家庭用電化製品等（周辺機器）を、残存機能に応じたスイッチを用いて、操作することができる機器です。

使用する家庭用電化製品の赤外線を、あらかじめ環境制御装置に登録しておき、スイッチ操作にて目的の制御内容を選び、周辺機器を好きな時に操作することができるようになります。

制御可能な周辺機器の代表的なものとしては、「テレビやビデオ・エアコン等の赤外線式の家電製品、電動リモコンベッド、電動リモコンカーテン、呼び鈴、インターフォン、福祉電話、玄関錠、ページ自動めくり機」などがあります。意思伝達装置をつなぐことも可能です。ただし、機種によっては制御できる周辺機器の制約を受ける環境制御装置もありますので、注意が必要となります。

上記の周辺機器を制御できる本格的な機器（据え置き型）と、赤外線式の家庭用電化製品のみ制御

## 「重度障害者用意思伝達装置」

できる簡易型の2種類があります。また、据え置き型の場合、設置工事が必要となりますので、別途設置工事費が発生します。

対象となる疾患は主に高位頸髄損傷者（C4 レベル）ですが、電化製品の手元リモコンの操作が困難な筋ジストロフィーや脳性まひなどの方にも有効な場合があります。

環境制御装置は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定に関する基準には規定されていません。神奈川県・岐阜県・高知県・横浜市・川崎市などでは、独自に制度化しています。

参考 URL ECS ガイド <http://www.geocities.co.jp/Technopolis/7812/SCI/ECS.html>

### (3) 「呼び鈴」(呼びベル、ブザー、コール)

声掛けや鈴などを振って人を呼ぶことが困難な場合、スイッチ操作にて人を呼ぶことができる家庭用のナースコール機器（ブザー、コール）です。

呼び鈴を使用することで介護者が常時そばに待機している必要がなく、介護者の介護負担の軽減や夜間の呼び出しも可能となり、当事者にとっていつでも呼べるといった安心感が生まれます。

重度障害者用意思伝達装置の修理基準の項目に「呼び鈴」及び「呼び鈴分岐装置」があり、意思伝達装置の操作が困難・意思伝達装置の必要性がない場合でも、人を呼ぶ手立てとして申請を受けることがあります。しかし、「呼び鈴と呼び鈴分岐装置」の組み合わせのみの申請は、本体が含まれないと補装具費の対象としないという判断をしている身更相が少なくありません。

地域生活支援事業による日常生活用具給付のうち、在宅療養等支援用具や情報・意思疎通支援用具であるとして公費支援を可能にしている区市町村もあります。

病院や施設でのナースコールとして使用を希望する場合、ナースコールと接続する差し込み口が呼び鈴分岐装置の差し込み口の形状が異なるため、使用することが事実上、不可能な状態になっています。改造による対応を安易に業者に依頼することなく、製造物責任法に基づいて、使用者・病院、施設管理者・業者間での取り決めを充分検討することも重要です。

### (4) 市販のパソコン+「情報通信支援用具」

「Windows や Mac のユーザー補助」等の機能を活用してもパソコン操作が困難な場合に使う、キーボード及びマウス操作の入力支援装置として「視覚障害者向け」と「肢体障害者向け」の機器があり、肢体障害者向けの機器を利用しての会話補助や意思伝達の支援方法もあります。

スイッチ操作にて全てのパソコン操作を行なえるソフトウェアは、メールや作画などパソコン操作が主たる目的となるため、携帯用会話補助装置と併用して使用していることもあります。

なお、パソコン本体についての公費支援についての妥当性が無くなってきた現在では、一般に普及している物は個々人負担と考え、機能追加をする部分だけ公費で支援しようという区市町村もあるようです。

地域生活支援事業による日常生活用具給付として、旧日常生活用具の物品を組み合わせる物や、平成13年度より5年間の時限的に実施された障害者情報バリアフリー化支援事業といった制度を継続・一部判断を変えて継承といった形をとっている区市町村があります。

このような給付（公費負担）は、全国的に継続しているわけではないため、実施していない区市町村もあります。そのため、各区市町村窓口での確認が必要になります。

## B. 重度障害者用意思伝達装置の処方箋（例）

3. 「重度障害者用意思伝達装置」の意見書・処方箋・調査書でも解説しましたが、「重度障害者用意思伝達装置」の判定に必要な様式には、

- 1-(1) 意見書（指針における別添様式例第6号）  
※掲載省略
- 1-(2) 処方箋（指針における別添様式例第5号に準ずるが、いまのところはない）  
※横浜市総合リハビリテーションセンターの様式を改変加工した物を添付
- 1-(3) 所見書（書類判定を行う場合には、作成することは好ましい）  
※掲載省略
- 2-(1) 調査書（指針における別添様式例第2号）  
※掲載省略
- 2-(2) 事前評価票（書類判定を行う場合には、作成することが好ましい）  
※埼玉県の様式（判定調査書）を改変加工した物を添付

があります。それぞれの様式を個別に作成しても、いくつかをまとめて作成しても構いませんが、必要な項目をなくさないように、各区市町村あるいは身更相の実情をふまえて、様式の内容をご検討いただきたいと思います。

例えば、

- ・「重度障害者用意思伝達装置」用の意見書を作る場合、
  - 意見書（1-(1)）と処方箋（1-(2)）を合わせた様式とする  
※掲載省略
- ・処方箋を事前評価資料として、直接判定時あるいは意見書（1-(1)）を作成する医師が必要とする場合
  - 処方箋（1-(2)）と所見書（1-(3)）を合わせた様式とする  
※神奈川の様式を改変加工した物を添付

などが考えられます。

なお、本ガイドライン（暫定版）で示す様式例は、現時点で最も効率的なものというわけではありません。必要と考えられる項目を並べたものです。

今後、各地の様式例の収集や現状調査により、よりよいものを提案していく予定です。

## 「重度障害者用意思伝達装置」 処方箋

診断名・障害名	
使用場所	1. 家庭 2. 病院 3. その他( )

処方日: 年 月 日

本体: 重度障害者用意思伝達装置 <input type="checkbox"/> ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの <input type="checkbox"/> 生体现象を利用して「はい・いいえ」を判定するもの
修理基準 <input type="checkbox"/> 本体修理 <input type="checkbox"/> 固定台: アーム式またはテーブル置き式: 重度障害者用意思伝達装置本体を固定し、ベッド等での 利用を容易にするもの <input type="checkbox"/> 入力装置固定具: 入力装置を身体の操作部に固定するためのもの <input type="checkbox"/> 呼び鈴 <input type="checkbox"/> 呼び鈴分岐装置: スイッチからの信号を呼び鈴と意思伝達装置に分岐してつなぐことが可能なもの <input type="checkbox"/> 接点式入力装置(スイッチ): <input type="checkbox"/> 帯電式入力装置(スイッチ): ( ) タッチ式加算 ( ) ピンタッチ式先端部加算 <input type="checkbox"/> 筋電式入力装置(スイッチ) <input type="checkbox"/> 光電式入力装置(スイッチ) <input type="checkbox"/> 呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ) <input type="checkbox"/> 圧電素子式入力装置(スイッチ)
留意事項・その他
チェック: 1. 直送 2. 製品 3. 来所 4. 訪問(在宅リハ)
制度: 1. 障害者自立支援法 2. 労災 3. 自費 4. その他( )
医師: PT・OT・RE・ST 業者(担当者)

※ 本様式例は、横浜市総合リハビリテーションセンターの様式を改変加工した物です。

## 重度障害者用意思伝達装置・入力装置等適応評価書

対象者	氏名	様 男・女	生年月日	( 才 )		
	住所		身障手帳	有・無	等級	種 級
	疾患		障害名			
障害状況	<input type="checkbox"/> 音声言語障害 <input type="checkbox"/> 運動障害 <input type="checkbox"/> 感覚障害 <input type="checkbox"/> 脱力障害 <input type="checkbox"/> 聴力障害 <input type="checkbox"/> 理解・認知障害 <input type="checkbox"/> その他(失調)					
コミュニケーション能力	<input type="checkbox"/> 発声 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 読唇 <input type="checkbox"/> 文字盤 <input type="checkbox"/> 50音読みあげ <input type="checkbox"/> Yes-Noサイン(瞬き、指OK) <input type="checkbox"/> その他( )					
使用中の用具	<input type="checkbox"/> 呼吸器 <input type="checkbox"/> 電動ベッド <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> リフター <input type="checkbox"/> 呼出コール <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> その他(トーキングエイド)					
機器使用に対するニーズと使用目的	本人のニーズ					
	家族のニーズ					
	使用目的(機能)	<input type="checkbox"/> 日常使用文 <input type="checkbox"/> 会話 <input type="checkbox"/> 文書機器操作 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 呼び出し(ポケベル <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 電子メール) <input type="checkbox"/> その他( )				
	使用場所	<input type="checkbox"/> ベッド臥位 <input type="checkbox"/> ベッド座位 <input type="checkbox"/> 車いす座位 <input type="checkbox"/> その他( )				
利用する運動機能と入力装置・固定	機器の設置					
	操作部位	<input type="checkbox"/> 頭頸部 <input type="checkbox"/> 顔面 <input type="checkbox"/> 上肢・手指 <input type="checkbox"/> 下肢 <input type="checkbox"/> その他(具体的には、 )				
	操作の可能姓	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (コメント例：振戦が強いので、両手で入力装置を持って大腿に押しつけながら母指で押す)				
適応評価	固定具の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	意思伝達の実用性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (コメント例：訪問中に、過去に登った山の名前「ぱんだいさん」と打てる)				
	操作の理解力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (コメント例：病院備品の機器を毎日40分文書と機器操作か使っている)				
申請物品と装置名(取扱メーカー)	機器の管理能力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (コメント例：妻、娘の介助あり)				
	意思伝達装置名	<input type="checkbox"/> 伝の心 <input type="checkbox"/> ロレッツチャット <input type="checkbox"/> その他( )				
	固定台	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> アーム式 <input type="checkbox"/> テーブル置き式 <input type="checkbox"/> その他( ) 製品名(取扱)：アシスタンド(ダブル技研)				
	入力装置種類	<input type="checkbox"/> 接点式 <input type="checkbox"/> 帯電式 <input type="checkbox"/> 筋電式 <input type="checkbox"/> 光電式 <input type="checkbox"/> 呼気式 <input type="checkbox"/> 圧電素式 製品名(取扱)： 帯電式入力装置の場合 <input type="checkbox"/> タッチ式入力装置 <input type="checkbox"/> ピンタッチ式先端部				
	入力装置固定具	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 取付アーム <input type="checkbox"/> 固定用プレート <input type="checkbox"/> マウント <input type="checkbox"/> ベース <input type="checkbox"/> その他( ) 製品名(取扱)：				
	呼び鈴交換	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有    製品名(取扱)：				
呼鈴分岐装置交換	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有    製品名(取扱)：					
評価担当者意見						
記入者	平成 年 月 日					

※ 本様式例は、神奈川県の様式を改変加工した物です。

重度障害者用意思伝達装置判定調査書				
調査日 平成 年 月 日				
氏名		生年月日	S・H 年 月 日	ケース番号
手帳	肢体不自由 ( ) 級 音声・言語機能障害 ( ) 級			
病名	<input type="checkbox"/> 筋萎縮性側索硬化症(ALS) <input type="checkbox"/> 脳性麻痺(CP) <input type="checkbox"/> 高位頸髄損傷 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
病名告知の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
生活場所	<input type="checkbox"/> 在宅( <input type="checkbox"/> 榭・ <input type="checkbox"/> 骸・ <input type="checkbox"/> 船宅 F) <input type="checkbox"/> 病院 ( ) <input type="checkbox"/> 施設 (種別 )			
支援者状況	家族構成 ( ) 人、内： <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 ( ) 人 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄弟 ( ) 人 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 他 ( ) 介助者 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (主たる ) 家族に機械やパソコンに詳しい人がいるか <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる ( ) 保健師等による定期的なサポート体制の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (担当者所属： 氏名： )			
希望機種	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )			
使用目的	<input type="checkbox"/> 長文を作成したい <input type="checkbox"/> その他、どんな場面での使用を想定しているか、具体的な内容 ( )			
誰に勧められたか	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> S T <input type="checkbox"/> P T <input type="checkbox"/> O T <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> ケアマネ <input type="checkbox"/> 業者 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
PT・OT・ST等の評価があるか	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (評価資料添付)			
主治医	病院名： 診療科：			
身体状況	知的障害の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (手帳 <input type="checkbox"/> 有 (級 ) ・ <input type="checkbox"/> 無 ) 聴覚障害 (聴力低下) の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (手帳 <input type="checkbox"/> 有 (級 ) ・ <input type="checkbox"/> 無 ) 音声・言語機能 <input type="checkbox"/> 会話可能 <input type="checkbox"/> 家族等特定の人となら会話可能 <input type="checkbox"/> 会話不可 視力、視野障害の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (手帳 <input type="checkbox"/> 有 (級 ) ・ <input type="checkbox"/> 無 ) 経管栄養 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 胃瘻 <input type="checkbox"/> 鼻腔) 気管切開 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 人工呼吸器 (MV) の使用 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (具脚に )			
現在のコミュニケーション方法について	<b>【文字盤の使用】</b> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 使用している場合の使用法 <input type="checkbox"/> 文字を指す <input type="checkbox"/> 目線を合わせる <input type="checkbox"/> 棒をくわえて指す <input type="checkbox"/> 瞬きをする <input type="checkbox"/> 舌を鳴らす <input type="checkbox"/> その他 ( ) 使用していない場合は何故か <input type="checkbox"/> 知らなかった <input type="checkbox"/> 以前は使用していた <input type="checkbox"/> その他 ( ) 以前使用していた場合：なぜ使用できなく (使用しなく) になったのか理由 ( )			
	<b>【呼び出しベルの使用】</b> <input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用なし <input type="checkbox"/> 使用が困難になりつつある 使用中の場合： メーカー・機種 ( ) スイッチの種類 ( ) 使用が困難になりつつある場合： 今までのどのようにスイッチを押していたか (具体的に ) どのように押せなくなったか (具体的に ) 使用場面 <input type="checkbox"/> 誰か (家族) を呼ぶとき <input type="checkbox"/> トイレの時 <input type="checkbox"/> たん吸引 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	こちらの問いかけに対し、意思表示があるか <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合どのように理解するか <input type="checkbox"/> 表情 (どこを動かすか： ) <input type="checkbox"/> 合図 (どこを動かすか： ) 他に動かすことができる身体部位 ( )			
	主に誰とコミュニケーションをとるのか、又はとりたいたか ( ) 伝達内容として多いのはどんな内容か (具脚に ) 現在困っていることは何か ( )			
本人のパソコンの使用経験	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		購入予定業者	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 有 (業者名 )

意思伝達装置 の試用状況 又は評価情報	<input type="checkbox"/> 試用していない  <input type="checkbox"/> 試用してみた 本人の意思伝達装置の使用希望 <input type="checkbox"/> 大いにある <input type="checkbox"/> 多少興味あり <input type="checkbox"/> 試用したら使えそうなので使いたい <input type="checkbox"/> 興味があるが機械は苦手 <input type="checkbox"/> どちらかというと消極的（家族が希望） <input type="checkbox"/> その他（ ） 機械の操作に関する理解力 <input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 問題あり（ ） 使用時の姿勢 <input type="checkbox"/> 座位 <input type="checkbox"/> リクライニング座位 <input type="checkbox"/> 臥位（ <input type="checkbox"/> 仰臥位・ <input type="checkbox"/> 側臥位） 試用スイッチ：種類（ ）、設定方法（ ）、操作部位（ ） 試用スイッチの入力操作 <input type="checkbox"/> スムーズ <input type="checkbox"/> 要練習 <input type="checkbox"/> 要再選定
デモ機試用について、介助者の感想等	
備考（その他参考となる事項）	

市町村 CW が作成して下さい。

記入者： (市町村： 担当課： )

※ 本様式例は、埼玉県の様式を改変加工した物です。

## C. 重度障害者用意思伝達装置について参考となるホームページ

### <行政・公的機関・関連学協会等>

- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・財団法人テクノエイド協会 <http://www.techno-aids.or.jp/>  
補装具製作（販売）業者情報システム <http://www4.techno-aids.or.jp/>
- ・WAMNET <http://www.wam.go.jp/>  
行政資料 <http://www.wam.go.jp/ca70/ca70b10.html>
- ・日本リハビリテーション工学協会 <http://www.resja.gr.jp/>
- ・社団法人日本作業療法士協会 <http://www.jaot.or.jp/>

### <装置関係：本体>

#### ◎ ソフトウェアが組み込まれた専用機器およびプリンタで構成されたもの

- ・株式会社日立ケーイーシステムズ <http://www.hke.jp/>  
「伝の心 V」 <http://www.hke.jp/products/dennosin/denindex.htm>
- ・三菱電機コントロールソフトウェア株式会社 <http://www.mcr.co.jp/>  
「みてら CS」 <http://www.mcr.co.jp/product/fukushi/miteracs/miteracs.htm>
- ・ファンコム株式会社 <http://www.funcom.co.jp/>  
「レッツ・チャット」 <http://www.funcom.co.jp/products-index.html>
- ・ダブル技研株式会社 <http://www.j-d.co.jp/>  
「ルーシー」 <http://www.j-d.co.jp/fukushi/top.htm>

#### ◎ 生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するもの

- ・株式会社テクノスジャパン <http://www.technosj.co.jp/>  
「マクトス Model WX」 <http://www.technosj.co.jp/communicate/mctos.html>
- ・エクセル・オブ・メカトロニクス株式会社 <http://www.excel-mechatronics.com/>  
「心語り」 <http://www.excel-mechatronics.com/medical.html>

#### ◎ ソフトウェアをパソコンに組み込むことで専用機器となるもの

- ・日本電気株式会社 <http://www.nec.co.jp/>  
「オペレートナビ EX 3.0」 <http://121ware.com/software/openavi/>
- ・株式会社アクセス・インターナショナル <http://www.accessint.co.jp/>

「ディスカバープロ 2.0&インテリスイッチ」

<http://www.accessint.co.jp/cgi-bin/products/index.php?id=9:1:2:1&pcd=1264>

- ・ 有限会社エーティーマーケット <http://www.at-market.org/>  
「SwitchXS2.2 日本語版」 <http://www.at-market.org/index3f.htm>

#### <装置関係：スイッチ関係>

◎ 総合的に紹介しているホームページ

- ・ ころろ Web <http://www.kokoroweb.org/>
- ・ エイティースクウェアード <http://at2ed.jp/>

◎ 総合販売店など

- ・ パシフィックサプライ株式会社 <http://www.p-supply.co.jp/>  
コミュニケーションに関する商品 <http://www.p-supply.co.jp/comaid/>
- ・ 株式会社アクセス・インターナショナル <http://www.accessint.co.jp/>  
スイッチ及び関連装置 <http://www.accessint.co.jp/cgi-bin/products/index.php?id=9:2>

#### <病状・障害関係>

- ・ 難病情報センター <http://www.nanbyou.or.jp/>
- ・ 神経難病情報サービス（国立療養所神経難病グループ） <http://www.niigata-nh.go.jp/nanbyo/>
- ・ 日本 ALS 協会 <http://www.alsjapan.org/>
- ・ 社団法人日本筋ジストロフィー協会 <http://www.jmda.or.jp/>

<各地の状況> ※詳しく説明されているところや、様式例が掲載されているところを掲載しました。

- ・ 福島県 <http://www.pref.fukushima.jp/>  
福島県障がい者総合福祉センター <http://www.pref.fukushima.jp/syosou/>  
補装具について [http://www.pref.fukushima.jp/syosou/sinshouka/hosougu\(2\).html](http://www.pref.fukushima.jp/syosou/sinshouka/hosougu(2).html)
- ・ 宮城県 <http://www.pref.miyagi.jp/>  
リハビリテーション支援センター <http://www.pref.miyagi.jp/rehabili/>  
補装具の制度 <http://www.pref.miyagi.jp/rehabili/hosougu/hosougu.html>
- ・ 北九州市 <http://www.city.kitakyushu.jp/>  
障害福祉センター  
[http://www.city.kitakyushu.jp/pcp\\_portal/contents?CONTENTS\\_ID=1068](http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=1068)  
難病等のコミュニケーション支援 > 重度障害者用意思伝達装置申請から給付までの流れ  
[http://www.city.kitakyushu.jp/pcp\\_portal/contents?CONTENTS\\_ID=8665](http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=8665)

## Q&A集

下記のQ&Aは、判定や相談業務に関わる人を対象にまとめてあります。ただし、質問の最初に（ ）が書いてあるものは、下記のように想定しています。

(相談例)・・・患者・利用者からの相談等に対する、市町村の窓口・ケースワーカーの回答 (例)

(対応例)・・・患者・利用者からの相談等に対する、市町村の窓口・ケースワーカーの対応 (例)

### 【Q1】 重度障害者意思伝達装置とは、どのようなものですか？

【A1】 平成十八年九月二十九日 厚生労働省告示第五百二十八号では「ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体现象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。」となっています。

詳しくは、「A. 重度障害者用意思伝達装置の基礎知識」をご覧ください。

### 【Q2】 重度障害者意思伝達装置の給付対象者は、どのような人でしょうか？

【A2】 平成18年9月29日 障発第0929006号「補装具費支給事務取扱指針について」では、「重度の両上下肢及び言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。」と定められています。

詳しくは、「1. 補装具費の支給における「重度障害者用意思伝達装置」(制度概要)」をご覧ください。

### 【Q3】 重度障害者意思伝達装置には、どのような製品がありますか？

【A3】 主要な製品は、「A. 1「重度障害者用意思伝達装置」とは」をご覧ください。ただし、ここに掲載されている以外にもいくつかの製品があり、実際に、重度障害者用意思伝達装置としての支給実績があるものもあります。

### 【Q4】 重度障害者用意思伝達装置に対する補装具費の支給の判定は、書類判定だけでよいのでしょうか？

【A4】 書類判定、直接判定ともにメリット・デメリットがあります。それぞれの身更相の実情をふまえ、良い方式を検討して下さい。

詳しくは、「2. 重度障害者用意思伝達装置の判定方法について」をご覧ください。

### 【Q5】 重度障害者用意思伝達装置に対する補装具費の支給の判定は、どのようなことから判断すればよいのでしょうか？

【A5】 医学的所見はもちろんのこと、社会的所見も考慮して行うことが必要だと考えられます。直接判定では、その場で確認できることも多いといえます。しかし、書類判定では「意見書」や「調査書」などにかかれた評価内容等でしか判断することができません。

詳しくは、「3. 重度障害者用意思伝達装置の意見書・処方箋・調査書」をご覧ください。

**【Q 6】 重度障害者用意思伝達装置の修理基準にある入力装置（スイッチ）にはどのようなものがありますか？**

**【A 6】** さまざまな種類と製品があります。本ガイドライン（暫定版）の中ではまとめていませんので、詳しくは、「C. 重度障害者用意思伝達装置について参考となるホームページ」で紹介しているホームページなどをご覧ください。

また、「Journal of CLINICAL REHABILITATION（臨床リハ）」Vol.16 No.10, 988-993 に掲載の「重度障害者用意思伝達装置－補装具への移行を受けて」も参考になります。

**【Q 7】 選択されたスイッチが適合しているかどうかは、どのように判定されますか？**

**【A 7】** 書類判定であれば、意見書等に記載された内容でのみの判断になるため、そのスイッチが良いと書かれていれば、不適合の疑いがあったとしても、適合しているという判断になってしまいます。

直接判定であれば、デモ機などを用いて、その場で確認の上、判断することができます。詳しくは、「2. 重度障害者用意思伝達装置の判定」をご覧ください。

**【Q 8】（相談例）市販されているスイッチの中で、一番合う物を使いたいと考えています。そのため、いろいろと試してみたいので、どこの業者を選択すればよいでしょうか？**

**【A 8】** スイッチは身体機能に合わせる物で、適合技術が無いと、試用したところで結局日常生活には使えない場合が多くあります。まず身体機能を正確に評価してもらって、スイッチを選択することが大切です。身体機能の評価は、医師・作業療法士に依頼するのが一般的な手順であると説明することがよいでしょう。

**【Q 9】（相談例）ALS の患者です。進行したときに使えなくなると困るので、修理基準にあるスイッチを事前に受けることはできますか？**

**【A 9】** 現在必要のないスイッチの支給は、できません。新たなスイッチ交換が必要になったときに、申請して判定をうけて下さい。

**【Q 10】（相談例）体位交換毎に、使えるスイッチが欲しいです。複数個、修理基準（スイッチ交換）の受けることはできますか？**

**【A 10】** この場合は、できません。体位交換を行った場合には、身体とスイッチの位置関係も変わり、調整（確認）が必要になるのが通常です。スイッチを複数設置するのではなく、正しい調整（確認）を指導することが大切だといえます。

**【Q 11】（相談例）1 スイッチによるオートスキャンを待ってられません。2 スイッチによるステップスキャンをしたいのですが、2 個、修理基準（スイッチ交換）の受けることはできますか？**

**【A 11】** 身更相の判定をうけることにより、その方式が有効であり妥当とされれば、受けることは可能です。

「重度障害者用意思伝達装置」

**【Q 1 2】** (相談例) ステップスキャンを使って入力したいのですが、3個、修理基準(スイッチ交換)の受けることはできますか？

**【A 1 2】** 身体機能によっては、送り・逆送り・決定という3つを使って、より効率的に入力する方もいますが、あったらいいなあという観点での要求とも考えられます。限られた財源からの支出であるため、ステップスキャンに関しては、原則として2つまで(→ Q 1 1)が公平性を保てる公正・適切な判断と考えるのが妥当でしょう。

**【Q 1 3】** 自費購入、あるいは旧日常生活用具として給付を受けた重度障害者用意思伝達装置に対して、病状の進行に伴い、修理基準(スイッチ交換)の適用を受けることはできますか？

**【A 1 3】** 他の補装具の品目での状況をふまえると、可能と考えられます。  
ただし、申請者の状態が補装具としての重度障害者用意思伝達装置が給付される状況にある場合に限られる(=給付対象の状態になっていない場合には不適用)であると考えますが、妥当といえるでしょう。

**【Q 1 4】** 重度障害者用意思伝達装置の修理基準にある「呼び鈴」とはどのようなものでしょうか？

**【A 1 4】** 病院病棟内では、ナースコールとも呼ばれる、別の部屋にいる人を呼ぶための機器です。家庭内でも同様に別の部屋にいる人を呼ぶときや、同じ部屋にいても家事をしていて気がつかない家人を呼ぶために使用します。呼びベル、ブザー、コール等ともいいます。  
詳しくは、「A. 4 重度障害者用意思伝達装置と関連のある機器」をご覧ください。

**【Q 1 5】** 「重度障害者用意思伝達装置」と「環境制御装置」は同じものですか？

**【A 1 5】** いいえ。重度障害者用意思伝達装置の中には環境制御装置の機能を持つものもあり、環境制御装置の中には重度障害者用意思伝達装置を繋ぐことができるものがありますが、基本的には異なるものです。  
詳しくは、「A. 4 重度障害者用意思伝達装置と関連のある機器」をご覧ください。

**【Q 1 6】** 「重度障害者用意思伝達装置」と「携帯用会話補助装置」は同じものですか？

**【A 1 6】** どちらにも該当する機器もありますが、基本的要件は異なります。  
また、携帯用会話補助装置は、障害者自立支援法施行前より、旧日常生活用具の中で給付対象とされていたため、引き続き、地域支援事業による日常生活用具として、給付対象としている区市町村が多くあります。  
詳しくは、「A. 4 重度障害者用意思伝達装置と関連のある機器」をご覧ください。

**【Q 1 7】** 重度障害者用意思伝達装置はパソコンを使うものですか？

**【A 1 7】** いいえ。パソコンを使うものもありますが、それに限られている訳ではありません。専用機もあります。  
また、補装具費の支給制度もパソコン給付するための制度ではありません。  
詳しくは、「A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは」をご覧ください。

**【Q 1 8】** 既に利用しているパソコンを重度障害者用意思伝達装置にできますか？

【A18】 必要なソフトウェアを組み込むことで重度障害者用意思伝達装置の機能を満たすものもあります。しかし、補装具費としての支給にあたっては特例扱いとなりますので、区市町村や身更相に相談されるとよいでしょう。

詳しくは、「A. 1 「重度障害者用意思伝達装置」とは」をご覧ください。

【Q19】（対応例）神経内科専門医から相談がありました。ALS の患者さんを多く診ているそうですが、機器のことはよくわからないとのこと。どこへの相談をすすめればよいでしょうか？

【A19】 最寄りの作業療法士への相談をすすめることが妥当です。心当たりがない場合は、特定疾患の窓口である保健所保健師、区市町村に設置されている保健センターに紹介してもらうこともできます。

【Q20】（対応例）ALS の患者さんが窓口に来られました。球麻痺と意見書には書いてあります。歩いて来られているし、手も問題が無さそうです。しかし一生懸命話されるのですが、うまく聞き取れません。どう対応すればいいのでしょうか？

【A20】 筆談が可能なら、事前に書いて申請窓口に対応してもらえるとよいでしょう。

【Q21】（相談例）四肢の麻痺が重度なのですが、電話の可能な方から、意思伝達装置が欲しいという申請がありました。補装具費の支給は可能でしょうか？

【A21】 ALS であることが神経内科専門医によって証明されているならば、進行を考慮して、支給対象だと判断することもできます。ALS で無い場合は、音声言語障害ではないので、不可能といえます。音声言語障害の障害認定をうけることができるかどうかで検討するのが妥当でしょう。

【Q22】（対応例）市のケースワーカーです。脊髄小脳変性症の患者さんから申請がありました。あまり申請がないこともあって、難しい病気のようなので、すぐに給付したいのですが、書類でも構わないでしょうか？

【A22】 難しい病気です。確かに素早く対応したいところですが、生活状況がわからないと意思伝達装置が本当に適当かどうか、判断の分かれるところです。まずは在宅訪問して、誰にどう伝えているのかを把握して、機器の対応が良いかどうか、身更相と協議するのがよいでしょう。

【Q23】（対応例）脳血管障害の方で、うまくしゃべれない方の家族から申請がありました。どのような点を確認すれば、よいでしょうか？

【A23】 脳内の問題で、言葉の生成ができない失語症でないことを確認することが大切です。不明な点は、主治医・行政機関（保健所・保健センター）に所属する保健師に相談することがよいでしょう。

「重度障害者用意思伝達装置」

**【Q 2 4】**（対応例）脳血管障害のうち「橋出血」の方の場合、意思伝達装置を使うことが有効な場合があると聞きました。どう対応すればよいのでしょうか？

**【A 2 4】** 橋出血の場合、定型句（→ Q 2 5）が決まっているなら、眼震などの症状があっても色の差を使ったりして、スイッチを選択することが可能な場合もあります。症状については、主治医とよく相談して確認するとよいでしょう。

**【Q 2 5】** 定型句とは、一体どのようなことを指すのでしょうか？

**【A 2 5】** 例えば、「トイレに行きたい」、「頭がかゆい」といったことです。これらを機械に登録しておいて、素早く出す方法が、定型句を使ったコミュニケーションと呼ばれるものです。機械を使った意思伝達装置は、緊急の要件を使えるには難しい場合もあります。

**【Q 2 6】**（対応例）患者家族さんから申請がありました。在宅訪問したのですが、ご本人とは目線も合いませんでした。訴えていることが全くわからなかったのですが、どうすればよいのでしょうか？

**【A 2 6】** 難しい状態です。病気の中には、知的に低下する場合や、痴呆症状を呈する場合もあります。ご家族から医師の意見書をもらおうと共に、保健所保健師と協議するのがよいでしょう。

**【Q 2 7】**（対応例）支給した意思伝達装置の修理申請が度々ある方がいます。家庭訪問すると本人が使っている様子が無く、キーボードの使用の痕跡があります。どうすればよいのでしょうか？

**【A 2 7】** ご本人以外にパソコンの知識がある方が、別用途に使われている可能性もあります。確認がとり難い場合は、身更相に技術的助言を受けるとよいでしょう。公費は限られた財源であり、公正・適正に支出されることが大切です。

**【Q 2 8】**（相談例）意思伝達は文字盤を利用されており、趣味の DVD 鑑賞のため、意思伝達装置の申請をされてきています。どうすればよいのでしょうか？

**【A 2 8】** 意思伝達装置にその機能があったとしても、意思伝達装置の本来の目的ではないので、支給することは、適切とはいえません。

**【Q 2 9】**（相談例）保健師から、家族への意思伝達は困っているわけではないのですが、遺言を残したいという方に意思伝達装置の支給は可能かと問い合わせがありました。支給は適当でしょうか？

**【A 2 9】** 通常の自筆・パソコン使用が難しい四肢麻痺であり、音声言語障害の障害認定をうけることが可能な方なら、適当といえるでしょう。ALS の方からは比較的多く出される希望です。

**【Q 3 0】**（相談例）市役所宛にメールで申請をされる患者さんがいます。家族とは話すことはないが、インターネットをしたいという要望がとても強い方です。支給は適当でしょうか？

**【A 3 0】** 家族関係に問題がある場合は、緊急時の対応等、別の支援がまずは必要と考えられます。意思伝達の相手ともいえる家族との関係が良好でないと支給できないという基準はありませんが、まず、家庭訪問して、問題を明確にすることが必要だといえます。

**【Q 3 1】**（相談例）既に意思伝達装置の支給をうけた方から、元になっているパソコンの機能が遅いので、耐用年数内に更新申請がありました。支給は適当でしょうか？

**【A 3 1】** パソコンの機能は、耐用年数5年という期間の中では格段に向上することも充分考えられます。しかし意思伝達という本来の機能に支障が生じている明確な理由がない場合は、適当ではないでしょう。

**【Q 3 2】**（対応例）意思伝達装置を十分に活用している方から、パソコンの機能も更に使いたいという相談がありました。耐用年数以内に本体を更新するのは財政的にも厳しいです。どのような対応を取ればよいでしょうか？

**【A 3 2】** 申請目的などをよく確認し、身更相と協議して下さい。  
意思伝達の本来の機能でない部分の、パソコン本体の性能向上が目的であれば、パソコンは個人で対応していただき、意思伝達のソフトウェアと、スイッチ・スイッチのインターフェイスのみ、公費で対応という考え方も可能です（関連：Q 3 1、Q 1 8）。

**【Q 3 3】**（対応例）意思伝達ソフトウェアを、パソコンとしてはマッキントッシュで動かしたいという申請がありました。どう対応すればよいでしょうか？

**【A 3 3】** マッキントッシュで動く製品もありますので、身更相と協議して下さい。  
意思伝達装置を動かすためのパソコンは限定されませんので、本人のこれまでの経験や、支援者のフォローを考慮して判断することが妥当といえるでしょう（関連：Q 2 7、Q 3 2）。

今回のガイドラインを暫定版としていますのは、制度の変更に際して、円滑な制度の運用と支給のためには、最低限必要な内容を盛り込んだガイドラインが不可欠であるという緊急性を考慮してまとめたものという意味であり、内容としては実用的なものであると考えています。

また、公開することでさまざまなご意見を頂くことになろうかと思いますが、それらもふまえた上で、1年程度の時間をかけて、より完成度の高い内容での作成を目指しています。

編集・発行：

日本リハビリテーション工学協会  
(事務局)

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1770

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

横浜市総合リハビリテーションセンター 企画研究課 内

電話：090-2678-5559 FAX：046-249-2598

E-mail：resja@resja.gr.jp

(問い合わせ先)：

中部学院大学 リハビリテーション学部 理学療法学科 准教授 井村 保

〒501-3993 岐阜県関市桐ヶ丘 2丁目 1番地

電話&FAX：0575-24-9334 (研究室直通)

E-mail：com-gl@resja.gr.jp